

公告第 245 号

下記の者に係る送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定によりその送達に代えて公示送達します。

また、送達すべき書類は、喜多方市総務部税務課において保管してありますから、来庁の上、受領してください。

なお、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 7 月 24 日

喜多方市長 遠 藤 忠 一



記

	送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称
1	大森 吉人	令和 8 年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼領収書